平成２９年（フ）第２９３号
堺市南区槇塚台１丁10番12―405号
債務者　田原　好章
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
和歌山市美園町３丁目４番地１　グランメール美園807
債務者　中島防水こと　中島　康宏
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４５号
和歌山県紀の川市打田665―２―204、住民票上の住所和歌山県紀の川市上輔渕821番地
債務者　東　　慎也
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５５号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺1051番地の３
債務者　谷端　正行
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５６号
和歌山県橋本市高野口町小田596番地の６
債務者　谷端美代枝
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５７号
和歌山県紀の川市後田257番地18
債務者　丹羽　一文
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０号
和歌山県日高郡印南町大字津井110番地の１
債務者　とりまさこと　西川　　勝
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２９年（フ）第１７号
北海道岩見沢市元町１条東１丁目７番地　市営住宅２号棟403号
債務者　井上　純子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１８号
北海道夕張郡栗山町松風４丁目87番地　松栄団地09Ｂ―203号
債務者　江端　範子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第３５号
北海道室蘭市本町２丁目３番12号
債務者　逢阪　寿幸
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
岩手県紫波郡紫波町山屋字外村261番地
債務者　内藤　　徹
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２１号
大阪市住之江区南港東１丁目６番２―810号
債務者　判野　佳典
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０６号
大阪府八尾市上之島町北２丁目36番地
債務者　大山　隆子（旧姓川平）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３９号
大阪市城東区森之宮２丁目９番1012号
債務者　戸叶　隆雄
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７９７号
大阪府摂津市鳥飼和道２丁目６番８―202号、前住所大阪府摂津市一津屋１丁目29番１―401号
債務者　岩崎あづみ（旧姓溝川）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８１３号
大阪市鶴見区鶴見３丁目２番３―502号
債務者　水島　　勲
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１００５号
大阪府枚方市田口３丁目20番18―101号
債務者　森田　真伍
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部